

令和3年度 第2回 練馬区国民健康保険運営協議会 会議録

1 日時 令和4年2月24日(木) 午後7時00分～午後7時57分

2 場所 練馬区立区民・産業プラザ ココネリ 研修室

3 出席委員

(1) 運営協議会委員 18名(◎会長、○会長代理)

ア 被保険者代表委員

石原 秀男、岩橋 栄子、上月 とし子、嶋村 英次、関 洋一、武川 篤之、  
新井 美代子

イ 保険医・保険薬剤師代表委員

佐藤 健一、仁木 高志、浅田 博之、斎藤 恭子、天野 加奈子  
(欠席 内田 寛、鳥越 博貴)

ウ 公益代表委員

◎小泉 純二、○星野 あつし、かわすみ 雅彦、坂尻 まさゆき、本橋 秀次、  
今井 伸 (欠席 井上 勇一郎)

エ 被用者保険等保険者代表委員

(欠席 池島 拓、上田 耕一)

(2) 事務局

区民部長、収納課長、国保年金課長

4 公開の可否 公開

5 傍聴者 なし

6 議題

(1) 保険者代表挨拶

(2) 会議録署名委員選出

(3) 議事

① 諮問事項

練馬区国民健康保険条例の一部改正について(案)

② 報告事項

ア 令和3年度第2回東京都国民健康保険運営協議会について

イ 令和3年度保険者努力支援制度(区市町村分)の結果について

ウ 令和4・5年度東京都後期高齢者医療保険料率等について

(4) その他

7 配付資料

【資料1】	練馬区国民健康保険条例の一部改正について(案)
【資料1-2】	令和4年度国民健康保険料率等について
【資料2】	令和3年度第2回東京都国民健康保険運営協議会について
【資料2-2】	第2回東京都国民健康保険運営協議会 資料
【資料3】	令和3年度保険者努力支援制度(区市町村分)の結果について
【資料4】	令和4・5年度東京都後期高齢者医療保険料率等について

8 会議の概要と発言要旨

【会長】 皆さん、こんばんは。改めてお寒い中、またお忙しい中、ご出席を賜りまして本日はありがとうございます。ご承知のようなコロナ禍で、また、まん延防止等重点措置の期間中ということで、こうした状況の中にお集まりいただきましてありがとうございます。

発言につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、着席のままでお願いをできればと思います。

それでは、ただいまから、令和3年度第2回練馬区国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。それでは事務局、お願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。ただいまの出席者数は18名でございます。これにより、練馬区国民健康保険運営協議会規則第6条第2項の規定による定足数を満たしていることを、ご報告させていただきます。

なお、本日は5名の委員より欠席のご連絡をいただいております。

では次に、本日の机前にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お配りしております資料をご覧ください。

— 配布資料の説明 —

なお、本日の会議は、会議録用に録音をさせていただいております。ご発言につきましては、マイクをご使用していただきますようにご協力をお願い申し上げます。事務局からは、以上でございます。

**【会長】** ご苦労さまです。

それでは、次第に従いまして進行をさせていただきたいと思っております。

はじめに、保険者を代表しまして、区民部長よりご挨拶をお願いいたします。

**【区民部長】** 着座にて失礼させていただきます。

皆さん、こんばんは。区民部長の鳥井でございます。本日はお忙しいところ、また新型コロナウイルス感染症による影響が続く中、国民健康保険運営協議会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、日頃より区の国民健康保険の運営にご理解、ご尽力をいただき、重ねて御礼を申し上げます。

本日、お集まりいただきました趣旨でございますが、国民健康保険条例の一部改正について諮問させていただきますとともに、先日開催されました、東京都の国民健康保険運営協議会の動向、さらに広域連合の決定した後期高齢者保険料率などについてもご報告をさせていただきますたく、開催をさせていただきました。

後ほど、国保年金課長から説明いたしますが、今、国民健康保険制度は、加入者の高齢化や医療の高度化などに加え、コロナの影響による医療給付の増大など、大変に厳しい状況下でございます。しかしながら、この制度は、皆様もご案内だと思いますが、区民の皆さんが医療費の心配なく、地域で安心して生活するためにはなくてはならない制度でございます。後期高齢者医療保険制度とともに、日本が誇る国民皆保険制度の最後の砦というべきものでございます。

区としても、この制度を将来にわたって安定的に運営する責務があると考えております。

本日は、皆様から様々なご意見を伺い、今後の運営に役立ててまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 ご苦労さまです。

引き続きまして、会議録の署名委員の選出に移らせていただきます。当運営協議会規則第8条第2号によりまして、会議録には議長および二人以上の委員が署名するものとなっております。この署名委員2名の選出についてでございますが、私にご一任いただければと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

それでは、私のほうから選任させていただきます。従来、被保険者代表委員と医師・歯科医師・薬剤師代表委員から、それぞれ1名ずつ選出されているようですので、このたびは被保険者代表の新井美代子委員と、医師・歯科医師・薬剤師代表の天野加奈子委員のお二人をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。なお、本日は条例改正に関わる諮問事項が1件、その他、報告事項が3件ございます。

また、コロナ禍での開催でございます。流れよく進め、会議の終了をおおむね20時までを目途とさせていただきたいと思います。進行のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず保険者からの諮問を受けたいと思います。

【区民部長】

— 諮問文の読み上げ —

【会長】 それでは、諮問文の内容につきまして、説明をお願いいたします。

【国保年金課長】 会長、国保年金課長でございます。

【会長】 国保年金課長、お願いいたします。

【国保年金課長】

— 諮問事項の説明(資料1、資料1-2) —

【会長】 ご苦労さまでございます。

ざっと、ご説明をいただきました。皆様も毎年、見慣れた表でもあろうかなと思います。報告いただいた内容について、ご意見等ございましたら発言をいただければと思います。いかがでしょうか。

Aさん、何かございませんか。それでは、A委員どうぞ。

【A委員】 公募委員のAです。よろしくお願いします。

前回、会議の前でしたけれども、課長さんに意見書を出して、その中身ですか、限られた時間内に答えていただいて恐縮だったんですが。

今回、昨年通常国会ですか、国民健康保険料の均等割額の提言ということで、共通に実施するわけですけれども、これに限らず、課長さんの答えは、23区統一方式でやっていくんだと。

私の言いたいのは、未就学児、要するに小学校に上がる前ですよ、小学生、それから中学生、高校生とあるわけですけれども、それについて実施している自治体があるんですよ。仙台市ですか、それから愛知県一宮市、18歳未満、均等割を3割削減と。それから、南房総市は、高校生世代、均等割を5割削減するということを決定されています。

それについての答えを、課長さんが先ほど言ったとおり、23区足並みをそろえてというお答えだったんですが。誠に申し訳ないんですが、遠藤さんが課長のときから私ずっと言っているんですよ、4年前から。要するに、基礎的自治体になって、もう20年経過しているわけですよ。3区ですか、離脱した区もある。それも、お話ししている中で毎回言っているんですけれども。やはり、練馬区の独自性というものです、欲しいなど。

で、区長さんも、練馬区モデルということで、ワクチン接種とそれから児童相談所ですか、非常に素晴らしいことだなと私は思っているんですよ。だから、それをもうちょっと広げてできないものかと。まあ優先順位も、もちろんあるでしょうけれども、それを課長さんに言いたくて、前回意見書を出したところなんです。

その辺、今年度も間に合いませんけれども、来年ですか、その後に向けて少し考えていた

だきたいというのが、私のずっと言ってきた話なんですけれども。その辺の意気込みを、もう一度お聞かせ願えればと思います。

【会長】 よろしいですか、国保年金課長、お願いいたします。

【国保年金課長】 国保年金課長です。

お子さんに対して、減額をしている自治体があるのは、私も仙台市などを含め、承知はしているところです。しかし、国民健康保険法の現行の制度の中では、均等割を独自にするというのは、やはり法律の趣旨からいって、本来ではないと私は認識しています。

また、もう先ほどからおっしゃっていただいております、練馬区として、または特別区として、子どもの均等割について、今現在独自に何かするという考えは、申し訳ないんですが、ありません。

ただ、子どものいる世帯の軽減措置について、これは区としても、やはり広げていくべきというところは変わりありませんので、引き続き国や都への要望というのは、しっかり行っていきたいと思っているところでございます。以上でございます。

【会長】 A委員ありますか。どうぞ。

【A委員】 もう少し、あります。すみません、明快なお答えいただきまして。

確かにそのとおりだと思うんですが、財政調整基金ってありますよね。練馬区さん、令和3年度下期ですか、483億円あるんですよ。東京都も一時、9,000億円が22億円まで減って、最近では4,000億円ですか。ようやく平常時に戻ったということで、これからもコロナで当然支出するんでしょうけれども。ですから、そういった、財調の基金とかに対して、それを使ってやるようなお話や考えはあったのかどうか。

やっぱり工夫しないと、財源限られていますから、そういったところから回していくんだという考えがあったかどうかを、そこをちょっとお聞かせください。

【会長】 国保年金課長、どうぞ。

【国保年金課長】 国保年金課長です。

仙台市が子育て支援の一環として、そのような国の交付金を使ってというようなことは、

私自身も承知はしているところではございますが、今現在、一般財源をかなり投入しているところも考え合わせますと、今すぐには、私は難しいと思っているところです。

必要性は、分かっているところではありますけれども、今はこの赤字解消を、優先させていただきたいと思っているところでございます。

【A委員】 どうもありがとうございます。

【会長】 どうもご苦労さまです。ほかにご意見いかがでしょうか。

B先生いかがでしょうか。

【B委員】 時間も限られていると思います。

端的に申しますけれども、大分工夫されているんだなど、これはもう練馬区が考えるというよりも、東京都がこれだけのものを賦課しますから、これを払ってくださいという、そして練馬区で考えるというよりは23区全体でという話ですよ。

3区離脱されたというお話がありますけれども、何かいろんな事情があるそうですから、お金は結構、費用的に、税収が結構ある自治体なんか離脱されているとかという、私もちょっとお聞きしていますけれども、やっぱり国保って、私毎回申し上げているんですけども、国民健康保険って、社会保険、いわゆる被用者保険の健康保険に比べると、保険料高いですよ。これは間違いないと思います、見ていてそう思います。

ただ、ちょっと気になるのは、制度としてその給与取得者で、例えば300万円とか400万とかという方、負担という意味では非常に高いという感じ、確かにこれは事実としてあるんですけども、そもそも300万、400万ある人が何で国保なんだろうという。被用者保険に普通入りますよねということですから、要するに事業主が自分のところの負担をせずに、これを国民健康保険に一定程度押しつけているんじゃないかという、その問題がすごく大きいんだろうなというふうなのが、これを見ていて思います。

実は、学生に国民健康保険の計算とか、後期高齢の計算をさせるんです。旧ただし書き所得というのをを使って、そこに係数を掛けてという、あえてそれをやるんですが、それと同時に、国保の場合は軽減措置というのがあるので、それをしっかりとうまく使っていくというこ

ると、合わせ技でやられていることというふうに理解をしています。

それで、先ほどの保険料の話もそうなんですけれども、やっぱりこれ介護保険料と同じように、介護保険も結局もう2025年を目指して、保険料どんどん上がって行って、全国で8,000円になってしまうから、そうすると所得が少ない方たちの保険料が負担は難しいだろうということで、国は、これを国から一般財源という形で入れてくれて、介護保険料、つまり第一段階、第二、第三段階の所得が少ない方の保険料を減らしたわけです。

今回のこの未就学児に対する公費というのも、これも国からの制度ですよ。ですから、やはりこういった国民健康保険って、確かに地域保険なんですけれども、全体として国のほうの制度設計の中でしっかりと低所得者対策ということをやっていないと、要するに住んでいる自治体によって、ここは国保料高いとか低いとかっていう、そもそもそういうこと自体が、社会保障全体から考えてもちょっとおかしい話になっていて。

お金に余裕があるのか、やる気があるって先ほど委員の方がおっしゃっていましたけれども、そういうところを片づけていくものじゃないのだろうなど。

この議論をするときに、何回も申し上げているんですけれども、いろんな制度と、介護保険もそうでしたけれども、負担がもうこれから先苦しくなってきたところをどうするかというのを、国のほうにちゃんと意見もしっかり自治体として上げていくという。そこで、国のほうで制度としてつくってってもらわないと、制度として、この先も保険料をしっかりと計算するに際しては、高いとかいう話が出てきちゃうのかなと、率直にそう思っています。

**【会長】** ありがとうございます。大変説得力のあるお話だなと伺っておりました。

ほかにご意見ある方いらっしゃいますか。C委員、どうぞ。

**【C委員】** すみません。よろしくお願いします。

就学前の子どもの均等割が、軽減が始まるということは、子育て世代への軽減になるということで、一部の改善だというふうに思っています。また、子育て負担がもっと大きくなるのが、18歳、就学後ということもありますので、先ほどもA委員からもありましたが、18歳まで拡充してもらいたいなということを思っています。



23区の区長会としても、国保のことではいろいろ要望していると思うんですけども、そういったことも含まれているんでしょうか。

【会長】 国保年金課長、どうぞ。

【国保年金課長】 区長会での要望でございますけれども、やはり財政支援と、およびそれからこの年齢拡大などは、具体的には上げている状況でございます。それ以外にも、いろいろ要望としては出させていただいてはいますけれども、しっかりそこは出させていただいている状況です。

【会長】 はい、C委員。

【C委員】 やっぱりこの子どもが増えるほど負担が増すという、まるでペナルティみたいな仕組みになっているので、この仕組みは改善するような突破口を、ぜひ23区の力を合わせて開いてほしいなと思うんです。ぜひ、それはお願いをいたします。

それから、保険料のほうは、6,824円とか5,512円とか、一人当たりで上がるということで、また大きいなと思うんですが、23区としては、一般会計から入れる額を納付金額の6%分から始めて、毎年1%ずつ減らすということをしてきたということで、それで今年度は据置きにして、来年度再開するということなんですが、いまだコロナ禍が続いている中で、来年度も据置きにしようという議論は、区長会の中でなかったのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

【会長】 国保年金課長、お願いします。

【国保年金課長】 国保年金課長です。

国保課長会で検討する段階では、そちらのほうではそういった、様々、意見としては出させていただいております。ですので、当然今年度と同じというような案や、それからその中でも96%とするというようなところとか、今年度と同じ保険料の据置きというようなこともございました。

ただし、やはりこの一般会計からの繰入額というのが、相当な額になるということと、またそれが令和6年ではもう返しがたいというような、数字として戻すということが不可能に近いと

というようなところもありまして、今後のコロナの状況によりますけれども、コロナがなければ予定どおりの、予定よりも少し遅れていますけれども、進めていくようなことをしていきたいというところも、私どもの中ではございますので、何とか戻せるような案で、なおかつ皆様のご負担を少しでも減らすことができないかということで、模索した結果が今回の案でございます。

【会長】 そろそろまとめてお願いします。

【C委員】 令和6年度までに解消という、いわばゴールが変わっていないので、1年据え置いておくんですね。さらに急激に上がっていくということになってしまうので、令和6年ということを決めずに、やっぱり先に延ばすということも考えて欲しかったなと思っています。

それ以外にも、コロナの影響で保険料が、コロナの影響による負担が保険者にかからない、被保険者にかからないようにと手立ても取ったということで、それも大事だと思うんですけども、本当に天井知らずに、本当に毎年毎年のように上がっていくということで、この一般会計からの支出をなくすということなんですけど、それどころではないんじゃないかと。本当にこの10年前と比較して、10万円ぐらい上がっている世帯もあるわけです。こんなに上がる保険料、社会保険、ほかにはないんじゃないかなと思いますから、この今の仕組み自体、制度の構造自体、抜本的に見直し、これは本当に必要なんじゃないかと思っています。

今回の案は、区民の生活をさらに圧迫する、苦しめるものだと思うので、私としては反対です。少なくとも据置きにすることを求めます。以上です。

【会長】 明確におっしゃっていただきました。

ほかにご意見はいかがでしょうか。ございますでしょうか。

それでは、ないようですので、答申文の取りまとめに入りたいと思います。

全体として、諮問の内容でいくべきものと私としては捉えてございます。反対意見もいただきましたが、諮問事項のとおりで適当と判断をさせていただきます。

なお審議の経過、反対意見につきましては、会議録に記録をされますので、当運営協議会といたしましては、原案を適当と認めるとさせていただきます、答申したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。ご異議がないようですので、後ほど答申文を、原本を区長に提出させていただきます。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項に移りたいと思います。報告事項のご説明をお願いいたします。

【国保年金課長】 会長、国保年金課長です。

【会長】 どうぞ。

【国保年金課長】

— 報告事項アの説明(資料2) —

【会長】 ご苦労さまです。ただいま報告の内容につきまして、ご意見等がございましたらご発言をいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきます。報告事項イをお願いいたします。

【国保年金課長】 国保年金課長です。

【会長】 はい、どうぞ。

【国保年金課長】

— 報告事項イの説明(資料3) —

【会長】 ということでご報告がありました。惜しむらくは、この交付額が丸一つ多ければねということなんでしょうけれども。ご意見ございますでしょうか。D委員、どうぞ。

【D委員】 Dです。ありがとうございます。

私のほうからは、今、ご説明をいただきました、後発医薬品の使用割合ということなんです。80%ということですが、いわゆる後発医薬品の供給体制について、先ごろからずっと問題になっておったんですよね。それで、よく調剤薬局においても、その製品についてはないとか、ああたとかというふうな形で言われたことが結構あるんですけれども。

今現在の状況と今後の見通し、またそういったような状況において、要するに後発医薬品の導入というものの進捗というか、さらに80%に近づいていくというようなところに支障が出

ているような気がしますけれども。その辺についての見解をお示しいただければと思います。  
以上です。

【会長】 代表として、薬剤師会からお二方、お越しいただいておりますが、いかがでしょうか、今のご意見に対しては。

【E委員】 薬剤師会のEです。確かに、今おっしゃられたとおり、後発医薬品が今、誠に入りにくいのが現状です。この状況はしばらく、これからまだ続きそうなところなんですね、まだめどが立っておりません。なるべく私たちも、後発医薬品を皆さんにお届けできるように、日々努力はしておるところですが。

【会長】 いや、メーカーのほうの問題が大きかったですね。

国保年金課長、付随して何かありますか。

【国保年金課長】 国保年金課長です。医薬品製造会社2社が国からいろいろな指導を受けたりしましたが、それ以外の製造会社が、出荷に関しまして調整を行った結果で、ジェネリックが皆様になかなか行き届かない、使用できないという状況があったことは、私どもも承知しております。

それに対し、国が、医薬品をしっかりと出荷をするようにという、通知文を出した状況は、昨年ございました。

ただ、まだ元に戻るのには2、3年かかるというような報道などもされているところがありますので、私どものこの保険者努力支援制度には、やはり影響が出てくるのかなというふうには思っております。

薬剤師会の皆様も大分ご尽力はされていることは承知しております。なぜジェネリック医薬品が使えないのか、またはいつ頃になるのかを薬局にお聞きしながら、少しずつ元に戻っていく状況であることをご理解いただければと思っております。

【会長】 D委員、よろしいですか。

【D委員】 ありがとうございます。薬が、後発品がいろいろと変わっちゃったりしますと、どうしてもお薬の説明をきちんとしていただかないと、何か違った薬をもらったような錯覚をして。

特に年取ってきますと、常に同じものでないと、誤解をしてしまうこともありますので、その辺の説明のほうをよろしく願いいたします。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、つぎに進みたいと思います。もう一件報告がございます。報告事項ウをお願いいたします。

【国保年金課長】

— 報告事ウの説明(資料4) —

【会長】 ご苦労さまです。ご意見ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。はい、A委員、何かございますか。

【A委員】 すみません、半年に1回なので、なかなかお話聞けない部分もあるんですけれども、医師会の方が出席されていますので、毎回、ちょっとお伺いしたいんですが。

これ全国ですけれども、診療所の休廃業や解散ということで、3年連続で500件を超えているということですね。個人病院とか診療所、それから歯科医院等もあるらしいんですが、練馬区さんの場合は、現状どうなのか。もし押さえているのであれば、それに対する区としての対策はどうなのか、ちょっとそこだけ最後に教えてください。

【会長】 今のご意見で、いかがですか。何か判明している事実等がありましたら。

【国保年金課長】 国保年金課長です。

医療に関してのところは、ちょっと私どもで、お辞めになることや、新たに開業するという把握する部署ではないものですから、残念ながら、どういう状況かというところは分かりかねる状況でございます。

ただし、たくさん廃業したという情報は入ってきていないので、通常通りの開業、廃業という状況はあるとは思われますけれども、コロナによってだとか、そういうような特別な情報は聞いていない状況でございます。

【会長】 医師会からもお二方、F先生、G先生、お越しいただいておりますが、何かその点の情報などをお聞きになられたことはございますでしょうか。

【F委員】 医師会で、理事会では毎月、入会の会員と、会を退会される会員の先生のお名前を確認していますけれども、特にコロナで増えたとかということはないですね。私も必ず数を確認しているわけではないので、わかりませんが。少なくとも、医師会員に関しては、大きく減ったり増えたりということはないです。

【会長】 あとH先生、歯科医師会ではいかがでしょうか。

【H委員】 歯科医師会としては、歯科医師会の会員の数としては、ちょうど今、70代、80代、そのくらいの先生方が多かったのですが、会の人数としてはちょっと若干減少傾向なんですけれども、歯科医師会のほうで練馬区全体の歯医者数を把握しているところだと、逆に歯医者は増えています。会に入らない人が増えてしまったという現状がありますので、歯医者数は増えています。

【会長】 そういうことでございます。よろしいでしょうか。

それでは、最後に部長から何かございますか。

【区民部長】 本日は、皆様から様々ご意見をいただきました。ありがとうございます。

区といたしましては、共同保険者である東京都と連携をいたしまして、皆様のご意見等を踏まえ、持続可能な社会保障制度の確立に向け、今後とも取り組んでまいりたいと思っております。

本日の答申は、区長に伝えさせていただくとともに、いただいたご意見は今後の運営に役立ててまいりたいと考えております。今後とも、ご指導のほどよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

【会長】 ご苦労さまです。

それでは、あとは事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。

【国保年金課長】 事務局です。

来年度の第1回運営協議会の開催のことをご報告させていただきます。これまでは、東京都の第1回国民健康保険運営協議会が9月に開催されることに合わせまして、10月開催としておりましたが、今年度、都のスケジュールの見直しがあったことから、開催時期の検討

をしている状況でございます。日時が決まりましたら、開催のご案内をさせていただきたいと思っております。

また、開催方法でございますが、今回は諮問事項がございましたので、このような対面の開催とさせていただきました。今後については、委員の皆様のご意見を賜りながら、諮問事項がなく報告事項のみである場合は、会場で実際に会議に参加する方法のほか、オンラインでの参加もできるような形式等、様々な開催方法などを検討してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、委員の皆様におかれましては、この期は7月31日までの任期ということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

**【会長】** ご苦労さまでした。

今、話がありましたように、このメンバーでの開催は、本日が最後になるかもしれないということでございます。皆様、ご苦労さまでした。

それでは、以上で本日の運営協議会を閉会とさせていただきます。ご協力によりまして、おおむね予定時間ちょっと前ぐらいに、議事を終了することができました。ありがとうございました。

— 了 —